

令和元年 第2回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和元年9月20日（金曜日）

午前10時00分 開議

午後 1時53分 散会

○出席委員（28名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		19番	一戸兼一	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		23番	越明男	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○出席理事者

企画部長	清藤憲衛	財務部長	須郷雅憲
市民生活部長	三浦直美	福祉部長	番場邦夫
健康子ども部長	外川吉彦	農林部長	本宮裕貴
商工部長	秋元哲	建設部長	天内隆範
都市整備部長	野呂忠久	会計管理者	成田互
上下水道部長	坂田一幸	市立病院事務局長	澤田哲也
教育部長	鳴海誠	企画課長	澁谷明伸
広聴広報課長	石澤淳一	財政課長	岩崎文彦
管財課長	工藤浩	市民税課長	白取靖夫
資産税課長	石田剛	収納課長	西沢宏智

市民協働課長	高谷由美子	市民課長	成田春美
環境課長	森岡欽吾	市民生活部理事	加藤裕敏
障がい福祉課長	佐藤真紀	介護福祉課長	工藤繁志
介護福祉課長補佐	相馬延承	介護福祉課長補佐	佐々木順一
介護福祉課主幹	山谷互	介護福祉課介護給付係長	太田宏之
こども家庭課長	佐々木隆史	国保年金課長	田中知巳
健康増進課長	一戸ひとみ	農政課長	齊藤隆之
りんご課長	吉田秀樹	農村整備課長	八嶋範行
商工労政課長	野呂智子	土木課長	本間嘉章
道路維持課長	花岡哲	建築住宅課長	木村和彦
建築指導課長	佐藤久男	公園緑地課長	神雅昭
会計課長	後藤千登世	上下水道部総務課長	高橋秀男
上下水道部営業課長	熊谷義昭	上下水道部工務課長	山本正行
上下水道部上水道施設課長	石川竜明	上下水道部上水道施設課長	京野直文
上下水道部下水道施設課長	中澤勝	市立病院総務課長	堀子義人
市立病院医事課長	尾坂毅	学校整備課長	三上善仁
学務健康課長	菅野洋	生涯学習課長	柳田尚美

○出席事務局職員

事務局長	高橋晋二	次長	菊池浩行
議事係長	蝦名良平	統括主査	成田敏教
主事	工藤健司	主事	附田準悦
主事	成田崇伸		

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

理事者並びに委員の方に申し上げます。携帯電話はマナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。また、暑いときは上着を脱いで結構ですので、よろしく申し上げます。

昨日に引き続き、議案第23号平成30年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供

します。

まず、11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（本宮 裕貴） それでは、決算書214ページをお開き願います。

11款災害復旧費の決算について御説明申し上げます。

214ページから215ページにかけての1項災害復旧費は、農地及び農業用施設などの復旧に係る経費でありまして、予算現額2236万8400円に対しまして、支出済額が2221万3733円で、15万4667円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄沕会の持ち時間は満了となっております。

まず、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって11款災害復旧費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 12款公債費の決算について御説明申し上げます。

214、215ページをお開き願います。

12款公債費は、長期債の元利償還金のほか、一時借入金の利子でありまして、予算現額83億5809万2000円に対しまして、支出済額は83億5446万9109円で、362万2891円の不用額となっております。

す。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄沕会の持ち時間は満了となっております。

まず、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって12款公債費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 13款予備費の決算について御説明申し上げます。

13款予備費は、予算外の支出及び予算超過の支出に充てたものでありまして、当初予算額5000万円、補正予算額3000万円のうち、4675万8554円を充用し、3324万1446円の不用額となっております。

す。充用した科目及び金額は、備考欄に記載のとおりであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄洗会の時間は満了となっております。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって13款予備費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 歳入の決算について御説明申し上げます。

決算書の10、11ページをお開き願います。

1 款市税 1 項市民税は、予算現額82億8801万1000円に対しまして、収入済額は82億9360万2760

円となっております。

2 項固定資産税は、予算現額90億1215万5000円に対しまして、収入済額は89億8422万9871円となっております。

3 項軽自動車税は、予算現額 5 億1547万2000円に対しまして、収入済額は 5 億1366万6844円となっております。

4 項市たばこ税は、予算現額12億5861万4000円に対しまして、収入済額は13億1151万9374円となっております。

5 項入湯税は、予算現額1074万2000円に対しまして、収入済額は1104万7050円となっております。

6 項都市計画税は、予算現額 8 億1038万2000円に対しまして、収入済額は 8 億506万1764円となっております。

12、13ページをお開き願います。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額 1 億6637万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額 4 億983万5000円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額3035万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

4 款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額2862万1000円に対しまして、収入済額も同額であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、株式等の譲渡による所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額2293万6000円に対しまして、

収入済額も同額であります。

6款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額34億1929万6000円に対しまして、収入済額も同額であります。

7款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額771万4000円に対しまして、収入済額は771万4926円となっております。

14、15ページをお開き願います。

8款自動車取得税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額1億4098万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊等が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等の所在する市町村に交付されるもので、予算現額30万円に対しまして、収入済額も同額であります。

10款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収を補填するために交付されるもので、予算現額8477万2000円に対しまして、収入済額も同額であります。

11款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力等に応じて交付されるもので、予算現額193億6198万1000円に対しまして、収入済額も同額であります。

12款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので、予算現額2278万円に対しまして、収入済額も同額であります。

13款分担金及び負担金1項分担金は、予算現額1204万5000円に対しまして、収入済額は1259万8814円となっております。

16ページ、17ページをお開き願います。

2項負担金は、予算現額6億5297万9000円に対しまして、収入済額は6億3983万464円となっております。

16ページから23ページにかけての14款使用料及び手数料1項使用料は、予算現額11億4736万8000円に対しまして、収入済額は11億4612万8009円となっております。

22、23ページをお開き願います。

22ページから25ページにかけての2項手数料は、予算現額1億3002万6000円に対しまして、収入済額は1億2433万9384円となっております。

26、27ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金は、予算現額121億8034万5000円に対しまして、収入済額は122億7706万9502円となっております。

26ページから29ページにかけての2項国庫補助金は、予算現額45億8365万920円に対しまして、収入済額は26億4646万9612円となっております。

28、29ページをお開き願います。

3項委託金は、予算現額4529万7000円に対しまして、収入済額は3941万7238円となっております。

30、31ページをお開き願います。

16款県支出金1項県負担金は、予算現額40億839万7000円に対しまして、収入済額は39億7174万4430円となっております。

30ページから33ページにかけての2項県補助金は、予算現額11億9603万5000円に対しまして、収入済額は9億1694万9966円となっております。

32、33ページをお開き願います。

32ページから35ページにかけての3項委託金は、予算現額3億6112万7000円に対しまして、収入済額は3億6812万5681円となっております。

34、35ページをお開き願います。

17款財産収入1項財産運用収入は、土地、建物等の貸付収入及び基金から生じる利子等でありまして、予算現額9756万円に対しまして、収入済額は9386万6112円となっております。

34ページから37ページにかけての2項財産売払

収入は、不動産、物品等の売り払い収入でありまして、予算現額1億5837万8000円に対しまして、収入済額は1億6669万957円となっております。

36、37ページをお開き願います。

18款寄附金は、予算現額2億6447万9000円に対しまして、収入済額は2億9550万3584円となっております。

36ページから39ページにかけての19款繰入金1項基金繰入金は、一般会計の財源として、各基金から繰り入れたもので、予算現額33億1773万9773円に対しまして、収入済額は16億1399万5611円となっております。

38、39ページをお開き願います。

20款繰越金は、予算現額7億3014万9091円に対しまして、収入済額は7億3014万8301円となっております。

21款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額2016万1000円に対しまして、収入済額は4259万9067円となっております。

2項市預金利子は、予算現額3,000円に対しまして、収入済額は18万2776円となっております。

38ページから41ページにかけての3項貸付金元利収入は、予算現額13億3046万6000円に対しまして、収入済額は12億2724万6471円となっております。

40、41ページをお開き願います。

40ページから43ページにかけての4項受託事業収入は、予算現額9143万7000円に対しまして、収入済額は7811万2164円となっております。

42、43ページをお開き願います。

42ページから47ページにかけての5項雑入は、予算現額15億2007万6000円に対しまして、収入済額は16億6982万2219円となっております。

46、47ページをお開き願います。

46ページから51ページにかけての22款市債は、建設事業の財源などとして借り入れた長期債で

ありまして、予算現額79億6170万円に対しまして、収入済額は61億5850万円となっております。

なお、差額のうち16億2430万円は、令和元年度へ繰り越した事業に係る財源として、令和元年度で借り入れする予定のものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 歳入に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄沓会の持ち時間は満了となっております。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

◎7番（石山 敬委員） 決算書の36、37ページ、17款2項3目生産物売払収入の中のりんご売払収入についてお伺いします。

説明書の中にも出てきますように、りんご公園の中でのとれたりんごの販売収入だと思いますが、りんご売払収入の、これまで過去5年間の実績についてお伺いします。

◎りんご課長（吉田 秀樹） お答えいたします。

平成26年度から申し上げさせていただきます。平成26年度の販売収入は520万4325円、平成27年度は347万3810円、平成28年度は492万4533円、平成29年度は508万3004円、平成30年度は452万7704円となっております。

◎7番（石山 敬委員） りんご公園にはさまざまな、りんご農家の人がつけていないようなすごく珍しい品種とか、さまざまな品種が栽培されているわけなのですけれども、ちなみに、品種ごとに販売単価というものは決められているのでしょうか。お伺いします。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 販売単価につきましては、品種ごとではなくて、1キログラム当たり単位での販売となっております。

ちなみに、平成30年度は330円で販売いたして

おります。

◎7番(石山 敬委員) 大分前の話になるのですけれども、今、課長からキロ330円という話があったのですが、この単価は、以前はもっと安かったと記憶としているのですが、単価の見直しというか、これまでの単価の推移とといいますか、いつから330円になったのかお伺いします。

◎りんご課長(吉田 秀樹) この単価の推移でございますけれども、大きく見直しを図ったのが平成28年度に行っております。

平成27年度までは、県が発表しております、りんごの産地価格、過去5年間、9月から12月分までなのですが、平均価格を参考にしております、キロ当たり200円で販売しておりました。

しかし、平成28年当時、市販の店舗におけるりんごの販売価格が上昇傾向にあったことや、また県内の観光りんご園の価格と比較したところ、価格に隔たりが生じているということが判明しまして、平成28年度に県が発表しております消費地市場価格の過去5年間、9月から12月分までの平均価格を参考に見直しを図ったものであります。

そして、その結果、平成28年度と平成29年度は320円、平成30年度及び今年度は330円で販売しております。

◎7番(石山 敬委員) キロ三百二、三十円となると、りんご1個当たり100円ぐらいなのか。ちょうどスーパーで、小売店の適正な価格かなというような印象をちょっと受けました。昔は大分安かったのですね。

今、りんご公園がリニューアルされて、大分りんごの畑もわい化を植えたりとかきれいに整備されているのですけれども、未成園、まだりんごがなっていない面積も含めたりんごの栽培面積に対して、今現在りんごがなっている面積はどのくらいでしょうか。

◎りんご課長(吉田 秀樹) お答えいたしま

す。

生産園地全体としましては、整備後約4ヘクタールとなりまして、そのうち収穫可能な面積といたしますのは約1.9ヘクタール、4ヘクタールに対しまして48%ぐらいとなっております。

◎7番(石山 敬委員) ありがとうございます。

これから、あと3年後になれば、残りの2.1ヘクタールのわい化の畑が多分本格的にりんごになっていくと思います。現在、黒星病とか、あと植えたばかり苗木というのはネズミにも、非常に被害を受けますので、適正な管理をしていただきまして、将来、今の販売価格の2倍、3倍を目指して頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎15番(今泉 昌一委員) 事前に財政課に宣戦布告をいたしましたら、その質疑だったら歳入のほうがいいだろうと言われたので、この場で質疑したいと思います。

実質単年度収支は、平成30年度はいかほどになっておりましたでしょうか。

◎財政課長(岩崎 文彦) 平成30年度の実質単

年度収支でございますけれども、マイナスで1億7084万7000円という形になっております。

◎15番（今泉 昌一委員） そうですよ。同じ資料を見ているかと思うのですが、3期連続マイナスだと思っておりました。そうですよね。このことについて、財政当局としてはどのようにお考えになっておりますか。

◎財政課長（岩崎 文彦） ただいまの資料、普通会計という統計上の数字から拾ってきているものでございます。

会計は、一般会計と特別会計とかがありますけれども、一般会計と特別会計の重複している部分を差し引いた会計ということで集計したものでございます。

これが平成28年度から平成30年度まではマイナスということになっております。なぜマイナスになるかというのは、結局、財政調整基金、基金を取り崩して財政運営しておりますけれども、その基金の取り崩し額が大きくなっているところが原因としてあるものでございます。

◎15番（今泉 昌一委員） 要は、決算を発表します。歳入が幾らです、歳出がこれくらいです、翌年に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は5億何がしがありましたと、そこまでは皆さん堂々と発表して説明するのですが、その5億何がしの実質収支をつくるために、前年度からの繰り越しも食って、基金も取り崩してということですよ。ですから、実質は収支状況が悪化しているということだと思っておりますよ、このマイナスというのは。企業会計でいくと、預金を取り崩したのは収入に入らないのです。単に資産の減少ということになるだけなのです。だから、そういったことも含めて、私は少なくともこの議会の場ではそういった数字もちゃんと公表すべきだと思っております。

ちょっと戻りますけれども、さきの一般質問で

一戸議員が経常収支比率の質問もしておりました。あれも一戸議員が質問しなければ、皆さんのほうから話は出てきていなかったと思う。

さらに言えば、臨時財政対策債を除けば、もう立派に100を超えているのですよ。硬直化どころか、もうかちんかちんの、あたる寸前ですね。

私がお願いしたいのは、そういういい数字ばかりではなくて、今こういうところが問題になっているのだよ、こういうところが悪化しているのだよということもやっぱり議会にはきちんとお話をさせていただきたいということをお願いして終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第23号に対し、御意見ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） 私は、会派日本共産党を代表して、議案第23号平成30年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で意見を述べ、討論を行います。

反対の第1の理由は、吉野町緑地周辺整備事業、駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業や住吉山道町線道路整備事業など、大規模建設事業、大型開発事業優先の決算となっているからです。

第2の理由は、市民課窓口業務等アウトソーシング事業や弘前図書館、郷土文学館指定管理料など、アウトソーシングを推し進め、市民、住民の個人情報満載の業務を民間企業に開放する決算と

なっているからです。

第3の理由は、市民への説明責任を果たさず、前市長の中核病院建設構想を強引に押し進めることとなった地域包括ケア検討支援事業委託料を含んでいる決算となっているからです。

なお、現在進行中の新中核病院建設や急患診療所建設については、しっかりと情報公開を行い、説明責任を果たすことを求めます。

第4の理由は、櫻田市長のもとで、家庭系ごみ指定袋制度導入が中止になるなど、市民の暮らし応援という点で一定の前進はありましたが、市民生活第一とする市長みずからの公約から見ても、また、住民の福祉の増進を図るという地方自治体の役割から見ても、次に指摘する点など不十分な決算となっているからです。

子供の医療費の無償化について、所得制限を全て撤廃し、その対象を高校生まで広め、全ての子供の命のセーフティーネットとして確立すること。

在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業を拡充し、もとの24枚に戻すこと。

建てかえを含めて福祉施設の老朽化対策を進めること。

除排雪費の増額で市民の要望に応えた除排雪を徹底すること。

大きな子育て応援となる学校給食費の無償化を進めること。

就学援助制度を充実し、その支給範囲をPTA会費、生徒会費及びクラブ活動費にまで拡大すること。

入学準備金の支給額をせめて国の基準まで引き上げることなどです。

以上、会派を代表しての反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎19番（一戸 兼一委員） 私は、会派弘新会を代表いたしまして、議案第23号平成30年度弘前

市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

平成30年度は、「市民生活を第一に」の公約のもと、事業を検証し、見直すべき事業は見直しを行い、限られた財源を有効に使い、市民の立場での予算執行がなされたものと受けとめているところであります。

歳入778億3441万3000円に対し、歳出771億7490万3000円で、差し引き残額6億5951万円。翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は5億8060万5000円の黒字。そして、財政の健全性を示す指標である実質公債比率、そして将来負担比率は、いずれも前年度よりも改善し、早期健全化基準を下回っております。

一方で、経常収支比率は、近年、高い値で推移しており、今後は改善に向けた取り組みを進めていく必要があるものと考えておりましたが、さきの一般質問において、今後取り組んでいくとの方向性が示されました。

そのほか、地方交付税の減など、財政を取り巻く環境は大変に厳しい状況にある中でありますが、これまでの決算審査の状況等も含め総合的に判断いたしますと、平成30年度一般会計予算の執行は有利な財源の確保に努めるとともに、健全な財政運営に留意し、各款にわたり計上予算の目的に沿って誠実かつ適切に予算を執行したものと判断されるところであります。

よって、議案第23号については、認定することに賛成するものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立によ

り採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定しました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第24号平成30年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（外川 吉彦） 議案第24号平成30年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

216ページの次のオレンジ色の表紙をごらん願います。

決算額は、歳入が198億4675万3172円で、歳出が191億2629万2668円で、歳入歳出差し引き残額は7億2046万504円であり、この残額は、翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、230ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額 2 億 6021万4000円に対しまして、支出済額が 2 億5205万6123円で、815万7877円の不用額であります。

2 項徴収費は、予算現額3791万8000円に対しまして、支出済額は3472万151円で、319万7849円の不用額であります。

232ページをお開き願います。

3 項運営協議会費は、予算現額42万1000円に対しまして、支出済額は24万5111円で、17万5889円の不用額であります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費は、予算現額120億9598万1000円に対しまして、支出済額は113億3070万2901円で、7 億6527万8099円の不用額であ

ります。

2 項高額療養費は、予算現額18億4070万6000円に対しまして、支出済額は16億1261万7247円で、2 億2808万8753円の不用額であります。

234ページをお開き願います。

3 項移送費は、予算現額2,000円に対しまして、支出済額はございません。

4 項出産育児諸費は、予算現額7563万8000円に対しまして、支出済額は5550万7578円で、2013万422円の不用額であります。

5 項葬祭諸費は、予算現額1680万円に対しまして、支出済額は1490万円で、190万円の不用額であります。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分は、予算現額35億7099万5000円に対しまして、支出済額は35億7099万3492円で、1,508円の不用額であります。

2 項後期高齢者支援金等分は、予算現額12億2363万円に対しまして、支出済額は12億2362万9136円で、864円の不用額であります。

236ページをお開き願います。

3 項介護納付金分は、予算現額 4 億8151万3000円に対しまして、支出済額は 4 億8151万2686円で、314円の不用額であります。

4 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費は、予算現額 1 億5912万4000円に対しまして、支出済額は 1 億3771万8085円で、2140万5915円の不用額であります。

2 項保健事業費は、予算現額7758万4000円に対しまして、支出済額は5935万702円で、1823万3298円の不用額であります。

238ページをお開き願います。

5 款 1 項基金積立金は、予算現額187万4000円に対しまして、支出済額は187万3510円で、490円の不用額であります。

6 款 1 項公債費は、予算現額100万円に対しま

して、支出済額は6万6050円で、93万3950円の不用額であります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、予算現額3億6322万6419円に対しまして、支出済額は3億5039万9896円で、1282万6523円の不用額であります。

240ページをお開き願います。

8款1項予備費は、当初予算額1億円に対しまして、充用額は1724万7419円で、9240万1581円の不用額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、222ページにお戻り願います。

1款1項国民健康保険料は、予算現額41億4676万1000円に対しまして、収入済額は42億1546万7385円であります。

2款使用料及び手数料1項手数料は、予算現額190万1000円に対しまして、収入済額は175万7483円であります。

224ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫補助金は、予算現額50万円に対しまして、収入済額は122万3000円であります。

4款県支出金1項県補助金は、予算現額139億8216万3000円に対しまして、収入済額は134億6884万703円であります。

5款財産収入1項財産運用収入は、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は87円あります。

6款繰入金1項一般会計繰入金は、予算現額21億3481万9000円に対しまして、収入済額は21億435万816円あります。

2項基金繰入金は、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額1156万8000円に対しまして、収入済額は1855万9858円あります。

226ページをお開き願います。

2項雑入は、予算現額1944万1000円に対しまして、収入済額は3468万417円あります。

8款1項繰越金は、予算現額187万3000円に対しまして、収入済額は187万3423円あります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。

指名いたします。

◎20番（石田 久委員） 私のほうは、222ページの国民健康保険料についてです。

所得200万円で、夫婦、子供2人の4人家族の場合は、県内10市の中で一番高いわけですけども、これはどうしてなのでしょう。

◎国保年金課長（田中 知巳） 県内10市の中で一番高い保険料についてという内容についての御質疑だと思います。

現在の保険料は、平成27年度末で17億7000万円の累積赤字を抱えたために、現在の保険料の見直しを行ってございます。平成29年度の1人当たり平均5%増の保険料率の改定を行い、市として医療費適正化対策、収納率向上対策などに取り組むこととして保険料の見直しを行ったものでございます。

◎20番（石田 久委員） ちょっと意味がまだわからないので、続けます。時間がないので。

2018年というのは、国のほうでも都道府県化を行い、大きく変わったわけですね。その中で、国保財政の運営権限は市町村から都道府県に移ったわけですけども、その中で、2018年度の国保の1人当たりの平均所得は幾らなのかということですけども、前にいただいた資料の中には、これは弘前市の国民健康保険の現状についてということで、ちょっと古いのですけれども、弘前の場合は加入者1人平均が62万3000円。それで、全国の市町村の国保の平均が91万円、30万円ぐらい差

があるわけですが、もっとあれなのは、協会けんぽは139万円ですから、弘前市の国保よりも倍以上、所得があるわけですが、かなり保険料が安いと。

そういう中で、弘前市の場合は、平成30年のときの加入者1人当たりの平均所得というのは幾らなのか、その辺について、わかればお答えしてください。

◎国保年金課長（田中 知巳） 平成30年度の1人当たりの平均所得という御質疑だと思いますが、今現在手元に資料がございませんので、資料を取り寄せ次第御説明いたします。

◎20番（石田 久委員） 私は、弘前市の国民健康保険の現状ということで、前に、ちょっと古い資料なので、今はどうなのかということなので、すけれども、62万3000円です。市が出している資料では、加入者1人当たりの平均所得が62万3000円。これが、弘前市民の国保世帯というのは、他の市町村91万円に対して、平均がかなり低いわけですね。

2018年度というのは、皆さんも御存じのように、農家の方は黒星病で大変な状況。それから、商売をやっている方も、弘前市の調査によりますと、事業者の半分以上は非課税で、つまり商売をやってもぎりぎりだというような方が多い中で、国保の世帯というのはそういうような状況の中だと。あとは年金暮らしということで、平均が62万3000円だと思うのですが、それに近いような弘前市の低い国保なので、それに対して、2018年度弘前市の状況の中で、平成30年の市民1人当たりの国保納付金は、県が弘前市に対して納付金を与えたのですが、これは当初、市が思うよりも県の納付金というのは多いのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

◎国保年金課長（田中 知巳） 平成30年度から都道府県単位化ということで、県から示されてい

る1人当たりの事業費納付金についての御質疑だと思います。

済みません。資料が今ちょっと手元にございませんで、わかり次第取り寄せて御説明さしあげます。

◎委員長（工藤 光志委員） 委員長より申し上げます。

これは、事前に通告をしている質疑でありますので、そういう資料等は不備のないようにと先日申し上げたはずですので、嚴重注意ですよ。

それでは石田委員、質疑を続けてください。

◎20番（石田 久委員） 休憩して。

◎委員長（工藤 光志委員） 時間をとめて資料を待つか。では、時間をとめてください。

時間がかかっているようですので、暫時休憩をいたします。

〔午前10時59分 休憩〕

〔午前11時15分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

◎国保年金課長（田中 知巳） 失礼いたしました。

先ほどの平成30年度の国民健康保険加入者の1人当たりの所得は62万4000円となっており、もう一つ、国保事業費納付金の1人当たりの金額は11万8615円となっております。

◎20番（石田 久委員） 1人当たりの平均所得が62万4000円ということで、ほとんど変わらないような状況の中で、2018年度はその中で国保料が値上げになってしまったということで、すごく、払いたくても払えない方がかなり多いということが今のお話でわかると思います。

ここについては、国保料が余りにも高過ぎることなのだと思いますが、時間の関係で、これ

で次のほうに入ります。

230ページ、徴収費。資格証明書発行が県内で一番多い理由はなぜなのか、その辺についてお答えしてください。

◎国保年金課長（田中 知巳） 資格証明書の発行件数についての御質疑だと思います。

資格証明書の発行状況は、世帯の状況や納付状況及び医療機関などの受診状況を勘案し、慎重に判断した上で交付してございます。各市の滞納状況など置かれている状況が異なっていますので、数字によって比較することは難しいものと考えてございます。

◎20番（石田 久委員） 具体的な数も、ほとんど今述べられませんけれども、平成30年のこれを見ますと、滞納世帯数が3,623世帯、そのうち資格証明書が589世帯というような状況です。

その中で、救急輪番病院のところに、保険証がなくて我慢して我慢して運ばれて、手おくれ死がかなり発生しました。

そういう中で、どうして弘前市だけが資格証明書、青森県内全体の3割を占めているわけですが、これはどういうふうな形でこのように状況が多いのか、その辺についてお答えしてください。

◎国保年金課長（田中 知巳） 資格証明書の交付についての御質疑だと思います。

保険料の納付を履行している方と公平性の観点から資格証明書を交付しているものでございます。

資格証明書の交付までには、文書の送付や電話、訪問により相談へ誘導を行ってございます。それでも相談につながらない場合は、弁明書を送付して弁明していただくようお願いしてございます。機械的な資格証明書の交付は実施していないものでございます。弁明書の提出によって、通院などの事情が確認できた場合には、短期被保険者

証の交付を継続しており、医療給付の制限はしていないものでございます。

また、資格証明書の交付後であっても、病気やけがで受診が必要な場合は、収納課や国保年金課で御相談いただければ、特別な事情として短期被保険者証に切りかえて対応しています。

◎20番（石田 久委員） 青森市や八戸市では、特別な事情の有無について、滞納者とか資格証明書の方に対しては、きちんとここを、お話を聞きながらやっているわけですが、弘前の場合は、2017年度を見ても、資格証明書が606世帯に対して、青森市が212世帯、八戸市が186世帯という形で、本当に多いんですね。

この見解なのですけれども、市長の、特別な事情がある場合ということで、青森市や八戸市はきちんと事情を聞きながら、そういうふうなのかということで、ここを資格証明書ではなく、短期保険証とかにしています。

弘前市の場合は、滞納者の世帯数を見て驚くのは、33万円未満の滞納者が1,489世帯、これは前年度の平成29年、28年ですけれども、平成29年の資料はないのですけれども、こういう所得の低い人がほぼ払えない。そういう中で、1年半とか納めないと資格証明書が来るわけですが、その辺についてはどういう見解なのでしょう。

◎国保年金課長（田中 知巳） 低所得者についての資格証明書の交付についての御質疑だと思います。

資格証明書の交付が他市と比べて多いということですが、資格証明書の交付については、要綱に沿って実施してございます。納付をされている方の公平性の観点からも一律に低所得という理由だけで資格証の交付を中止することは適切でないと考えてございます。

◎20番（石田 久委員） 平成30年のときは、いろいろな形で、毎年手おくれ死の方が出たりし

て、輪番病院の病院長を含めてこの問題を取り上げてきました。これは平成30年度です。それから、平成31年度になりまして、かなり改善ができたのです。そこはなぜ違うのか。そういうところがやはり一番の、先ほど言ったように、市長が特別な事情を認めるというところを青森市や八戸市は行って、今、弘前市もかなり平成31年度から変わってきました。ですから、今回、平成31年度はそういうような懇談というか、そういう手おくれ死の方が出たからということはないのですよね。

ですから、国保年金課の方もいろいろな意味で改善されているのですけれども、平成30年のときはやはりそういうような事情がありましたので、この辺についてぜひ改善していただきたいと思えます。時間がなくてこれで終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄洸会の持ち時間は満了となっております。

まず、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎8番（木村 隆洋委員） 国保特別会計について総括的に1点お伺いしたいと思えます。

国保の特別会計については、これまで議会でも

累積赤字等についてもさまざま議論されてきました。その中で、平成29年度で累積赤字が解消されて、平成30年度の決算では7億2000万円の黒字という状況にあります。一方で、国保料に関しても数度値上げということが行われてきました。

平成29年度で累積赤字を解消、平成30年度の決算の中で7億2000万円の黒字が出ている、こういった中で、今後の国保料のあり方というのをどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

◎国保年金課長（田中 知巳） 基金の今後の見直しについての御質疑だと思います。

平成30年度の収支により約7億2000万円を国民健康保険財政調整基金に積み立てることとなっております。国民健康保険の現在の状況は、被保険者の減少、医療の高度化、加入者の高齢化により医療給付費は増加傾向にございますので、今後の医療費の傾向も厳しいものと見込んでございますので、現在の7億2000万円は基金に積み立てし、維持したいと考えてございます。

なお、今後もこのような黒字となった場合は、保険料の見直しをする際の判断材料になると考えてございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 繰り返しになりますが、平成29年度で累積赤字を解消した。平成30年度の、今の決算で7億2000万円の黒字が出ている。この中で累積赤字が解消された、7億2000万円の黒字が平成30年度の決算で出ている。今年度がどうなっているかはわかりませんが、このままの国保料であれば、この流れでいくと、今後恐らく黒字化が見通せるのではないかと考えております。

そういった中で、国保料の考えをどうしていくか。7億2000万円を基金に積み立てていくというのはわかりました。今後どうしていくかという市の見解をもう一度お尋ねいたします。

◎健康子ども部長（外川 吉彦） 当市の国保の

状況から少しお話ししたいというふうに思います。

当市の国保につきましては、1世帯当たりの人数というのは2人を割っている状態でありまして、おおむね1.7人というふうな状況になっております。それから保険料の状態でございますが、平成30年度では1世帯当たりですと、県内10市中で高いほうから6番目、それから1人当たりでは高いほうから4番目というふうになっておりまして、こういう現状でございます。

ただし、我々といたしましても、これでよいというふうには考えてはいないもので、現状では運営のために必要な保険料をいただいているというふうに考えております。

それから、都道府県化後の状況といたしましては、将来的に県内の保険料率を統一しようということも県のほうでは見据えておりますので、一般会計から保険料率などを抑制するような繰り入れをしないようにと県から指導を受けているものでありまして、現在の各種の歳入で運営していくことだというふうに考えています。

市といたしましては、年々収納率は向上しているのですが、まだ90%を少し超えたレベルで、他市町村と比べると低いレベルにあるということもございますので、これを向上させる取り組みを行って、税と同様に収入に応じて公平に御負担いただきたいというのと、それから、あわせて過剰な受診や健康づくりというものに力を入れて歳出を削減していくことに努めまして、必要な方であるとか必要なときに安心して御利用いただけるような国保として維持していきたいというふうに考えてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員

の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 議案第24号平成30年度弘前市国民健康保険特別会計決算に反対の立場で討論を行います。

反対の理由の第1は、高過ぎる保険料の実態が続いているからです。

弘前市の国保料は、県内10市で一番高い国保料です。国保財政の赤字を理由に2017年度に国保料5%、2億3000万円の値上げを行い、単年度で11億を超える黒字、さらに2018年度は7億2000万円の黒字になったのです。

標準世帯——夫婦とも40代で未成年の子が2人で所得200万円の場合、48万8720円で、八戸市に比べ10万円高く、青森市よりも7万4000円も高くなりました。国保料が高いので八戸市や青森市では一般会計から法定外繰り入れをし、保険料を安くしています。

弘前市は、他の保険との負担の公平をうたい、法定外繰り入れをしてくれませんでした。ただし、少しだけ法定外繰り入れを実施しましたが、これは保険料の引き上げで、市民の声に押されたものであります。

反対の第2の理由は、この間の保険料の引き上げで、滞納者が多く、国保料を払えないために受診がおくれ、手おくれ死する人が続いているからです。

県内で発行している資格証明証、保険証がない状態の3割が弘前市です。2018年度、資格証明書589世帯、滞納世帯数3,623世帯に占める割合は16.25%、昨年より1.4%ふえています。先ほどの割合は、青森市は2.1%、八戸市は2.5%である

ことから、弘前市は異常な資格証明書の発行となっております。

国保料の滞納者がふえたのは、悪質者がふえたからではありません。滞納世帯の3,623世帯のうち18歳までの子供のいる世帯は276世帯にも及びます。

低所得者の払えない世帯には、負担の公平などと言って資格証明書の発行を続けるのではなく、生活困窮者へ積極的に減免制度を行ったり、福祉政策につながる方向で行政を転換すべきです。

以上、反対討論といたします。

◎22番（佐藤 哲委員） 私は、議案第24号平成30年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で意見を申し上げます。

平成30年度より国民健康保険制度は都道府県化となりましたが、本市を含めた全国自治体の国民健康保険財政は大変厳しい運営状況が続いております。

これは、国が見解を示しているように、国保は加入者の平均年齢が高いなど、さまざまな理由により、構造的な問題を抱えていることが要因となっているものであります。

弘前市においても、このような理由により平成27年度末には約17億7000万円の累積赤字となっておりますが、保険料率の見直し、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策に取り組み、平成29年度末では累積赤字が解消となりました。

以上のことから、私は議案第24号について賛成の意を表明するものであります。

なお、理事者においては、単年度収支の黒字化を維持できるよう、最大限の努力を行うよう要望するものであります。

以上、会派滄生活会を代表して、賛成の立場を表明するものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志二委員） 次に、議案第25号平成30年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（外川 吉彦） 議案第25号平成30年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

242ページの次のオレンジ色の表紙をごらん願います。

決算額は、歳入が18億2120万9311円、歳出が17億9034万5291円で、歳入歳出差し引き残額は3086万4020円であり、この残額は翌年度に繰り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、252ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額3949万円に対しまして、支出済額は3648万8968円で、300万1032円の不用額であります。

2 項徴収費は、予算現額1130万5000円に対しまして、支出済額は888万8062円で、241万6938円の不用額であります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額17億7843万8000円に対しまして、支出済額は17億4236万9091円で、3606万8909円の不用額であります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、予算現額716万円に対しまして、支出済額は259万9170円で、不用額は456万830円であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、248ページにお戻り願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、予算現額11億7513万1000円に対しまして、収入済額は11億7103万4276円であります。

2款使用料及び手数料1項手数料は、予算現額25万円に対しまして、収入済額は24万5200円であります。

3款繰入金1項一般会計繰入金は、予算現額6億1771万1000円に対しまして、収入済額は6億1011万8187円であります。

4款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額25万円に対しまして、収入済額は36万900円であります。

2項償還金及び還付加算金は、予算現額716万円に対しまして、収入済額は272万1040円あります。

3項雑入は、予算現額1万3000円に対しまして、収入済額は85万2012円あります。

250ページをお開き願います。

5款1項繰越金は、予算現額3368万1000円に対しまして、収入済額は3368万696円あります。

6款国庫支出金1項国庫補助金は、予算現額219万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に

入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄洗会の持ち時間は満了となっております。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第26号

平成30年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第26号平成30年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

256ページの次のオレンジ色の表紙をごらん願います。

決算額は、歳入が193億3045万2849円、歳出が189億2656万5374円で、歳入歳出差し引き残額は4億388万7475円であり、この残額は翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、268ページをお開き願います。

1款1項総務管理費は、予算現額3億1628万2460円に対しまして、支出済額が3億1184万5041円で、443万7419円の不用額であります。

2項徴収費は、予算現額1095万6540円に対しまして、支出済額は1060万5099円で、35万1441円の不用額であります。

3項介護認定審査会費は、予算現額、支出済額ともに5182万6000円であります。

2款1項保険給付費は、予算現額171億49万円に対しまして、支出済額が168億3205万6441円で、2億6843万3559円の不用額であります。

270ページをお開き願います。

3款1項地域支援事業費は、予算現額10億3087万2000円に対しまして、支出済額は10億1557万3783円で、1529万8217円の不用額であります。

272ページをお開き願います。

4款1項基金積立金は、予算現額3億4907万2000円に対しまして、支出済額は3億4907万767円で、1,233円の不用額であります。

274ページをお開き願います。

5款1項公債費は、予算現額100万円に対しまして、支出済額は6万5863円で、93万4137円の不

用額であります。

6款1項償還金及び還付加算金は、予算現額3億5848万4000円に対しまして、支出済額は3億5552万2380円で、296万1620円の不用額であります。

7款1項予備費は、予算現額、不用額ともに1000万円であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、262ページにお戻り願います。

1款1項介護保険料は、予算現額36億1249万4000円に対しまして、収入済額は36億2863万2228円であります。

2款1項手数料は、予算現額35万1000円に対しまして、収入済額は36万3720円であります。

3款1項国庫負担金は、予算現額31億3707万6000円に対しまして、収入済額は32億7308万8781円であります。

2項国庫補助金は、予算現額15億2481万3000円に対しまして、収入済額は16億5336万2177円あります。

264ページをお開き願います。

4款1項支払基金交付金は、予算現額48億2972万1000円に対しまして、収入済額は47億5514万円あります。

5款1項県負担金は、予算現額24億2058万1000円に対しまして、収入済額は25億1793万8786円あります。

2項県補助金は、予算現額1億7257万3000円に対しまして、収入済額は1億7048万2213円あります。

6款1項財産運用収入は、予算現額2万2000円に対しまして、収入済額は2万1374円あります。

7款1項一般会計繰入金は、予算現額28億3292万1000円に対しまして、収入済額は26億3159万364円あります。

2項基金繰入金は、予算現額3億4906万4000円に對しまして、収入済額は3億4904万9393円であります。

266ページをお開き願います。

8款1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額20万1000円に對しまして、収入済額は50万9370円であります。

2項雑入は、予算現額11万6000円に對しまして、収入済額は122万5050円であります。

9款1項繰越金は、予算現額3億4905万円に對しまして、収入済額は3億4904万9393円であります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時45分 休憩〕

〔午後1時00分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案に對しては、2名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明。

◎11番（外崎 勝康委員） 3款1項3目、説明書221ページ、包括的支援事業についてお伺いします。

まず初めに、この説明書に七つのセンターの決算額があります。決算額の違いに關しての理由等をお伺いいたします。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） 決算説明書の地域包括支援センターの委託料の違いということでございます。市内7カ所の地域包括支援センターの委託料の違いについて説明します。

地域包括支援センターの設置は、介護保険法等関連法律によって規定され、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を1名ずつ配置すること

が義務づけられており、国からは高齢者人口が3,000人から6,000人に対して1カ所の設置が目安となる旨、示されております。

当市では、平成19年4月から市内の中学校区をもとに七つの圏域に分け、社会福祉法人等に委託する形で地域包括支援センターを設置しております。

平成29年度までの委託料としては、義務づけられた保健師等の専門職1名ずつ合計3名分の人件費を計上しておりましたが、高齢者人口及び業務の増加に伴い、平成30年度からは地域包括支援センターの人件費を基本的に4名分の計上とし、さらに高齢者人口が特に多い南部地域包括支援センターについては7名、第三地域包括支援センターについては6名分の人件費を計上しており、決算額に違いが生じている一つの要因となっております。

また、地域包括支援センターを設置する以前には、老人福祉法の規定により在宅介護支援センターを設置しており、圏域の広い地域包括支援センターの業務をサポートすることを目的に協力ブランチとして在宅介護支援センターに對する協力費を委託料として計上しております。そのブランチの数については、地域包括支援センターによって1カ所から4カ所と違いがありますので、それぞれ決算額が異なる要因となっております。

◎11番（外崎 勝康委員） わかりました。

第三地域と南部地域が6名、7名ということなのですね。北部もちょっと多いのですよ。北部は何名なのですか。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 北部地域包括支援センターは基本の4名の人件費となっておりますが、ここが協力ブランチ、範囲が広いためにブランチ数が四つということで、そのために多い金額となっております。

◎11番（外崎 勝康委員） 次の質疑に移りた

と思います。

センター全体でも、個別でもいいのですが、センターで魅力ある事業に関してお答えいただければと思っております。よろしくお願ひします。

あと、具体的な課題、またはこのようにしたらもっといいセンターになるとの考えがあれば、あわせてお知らせいただければと思います。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 包括支援センターの業務の内容においては、地域ケア会議というものを開催して、地域の民生委員や町会長などの住民代表や地域内のケアマネジャーなど介護関係者が集まって、その地域、圏域ごとの課題を抽出して、それに対する取り組みを進めております。

例えば、東部地域包括支援センターであれば、市内の高齢化率は31.7%となっているのですが、現状、新興住宅街で若い人が多いために高齢化率が26%台に東部はなっておりますので、日中若い人たちが外に出て、高齢者と同居している場合に、周りに同じ高齢者がいないということで、集まるべき居場所をやっぴりつくったほうがいいということで、東部はニコニコサロンという名前で地域の居場所づくりをしたりというふうな展開をしております。

また、西部地域とかであれば、どうしても旧岩木町とか、部落制的なものが強くて、認知症のある方を周りにどうしても隠したいということで、家族とかが認知症がある人のことを周りにしゃべらないという現状もありますので、認知症サポーター養成講座を極力やっぴいこうということを勧めるために、圏域内の農協でありますとか、そういう企業に対してや小学校、中学校でもそういう認知症サポーター養成講座ができないかというふうに要請するなど、その地域、圏域ごとの課題を抽出したものに対して取り組みを進めているとい

うところになっております。

あと、包括支援センターの課題といたしましては、国のほうでも先月、介護保険の部会の委員のほうでも出ましたが、平成29年度から認知症対策の施策であるとか、認知症初期集中支援チームとかも市でも設置しておりますが、さまざまなものの業務を担うところがふえておりますので、地域包括支援センターの職員の業務は大変である。それでまた人件費、人をふやしていくとしても、国としてもそういうふうな、バックアップするところをちゃんとしなければならぬみたいな意見が出ていまして、次の介護保険制度の改正に向けてそういう検討をしておりますので、それに合わせて、市としても包括支援センターの体制であるとか状況を考えていかなければならないと思っておりますし、実際、令和3年からの第8期の介護保険事業計画を、来年度に正式には策定しますが、その前に今年度の下半期でやる地域包括支援センター運営協議会において、圏域がこのままでいかとか人員体制とか、その辺の検討をすることとしております。

◎11番（外崎 勝康委員） よくわかりました。ありがとうございます。

その次の質疑として、今いろいろお話しいただきましたニコニコサロンとか、いろいろな話がありましたけれども、やはりセンターの大きな役割として、いわゆる健康寿命ということをいかに延ばしていくかという大きな使命というか役割があると思っております。そして、センターとして将来的なビジョン、こういうふうにしていきたいというものが弘前市の中でありましたら、まずその辺をお知らせいただければと思っております。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 国のほうでも、2025年になりますと団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になるということに向けて、地域包括ケアシステムの構築に対して頑張っていかな

なければならないということが言われており、地域包括ケアシステムの中では、やっぱり医療とか在宅介護のサービスとか地域の方とのつながり、そういうふうなものの中に入って連携していくための中心となるべき部分を担うのが地域包括支援センターであると考えておまして、国でも今そういうふうな要支援1、2の方のケアプランであるとかという業務を地域包括支援センターで担っておりますが、できれば、そういうふうな地域との連携をつなげる、中心となる、そういう仕事を中心的にやらせるべきではないかという改革の声も出ておりますので、その状況も踏まえつつ、市としても地域包括ケアシステム的一端を担う包括支援センターの運営をきちんとしていきたいと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) ありがとうございます。

実は、この質疑をするに当たって、議員として、議員研修に先日、東京のほうに行ってきました。隣の創和会の議員とか我々木揚公明の行ける議員で行ってきて、その中で、講師の話の中で特に感銘したことが、今、私が言った、健康寿命を延ばすための一番大事な今後のポイントとして、行政だけではどうしてもそこは行き詰まりがあるということで、いわゆる高齢者も交流していく中で高齢者の健康も保たれるし、また心もより活性化するし、また交流することであらゆる情報を持っていきます。その情報によってまた高齢者も次の生きがいを見つけていくとか、いろいろなことがあると思います。

ですから、そういう意味では、交流する場所をいかにつくっていくかということとともに、そのためには、行政だけではなくて、元気な高齢者のボランティアの力をしっかり使っていくことが大事なのだというお話がありました。

ですから、ぜひとも、弘前市の健康寿命を延ば

すためにも、元気な高齢者が大いにボランティアに参加できるようなシステム、またはそういった広域の包括システムを築き上げていただければと思って、きょうの質疑をさせていただきました。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、日本共産党。

◎20番(石田 久委員) 257ページですけれども、介護保険料の大幅値上げについて質疑したいと思います。

今回、年間基準額が7万7690円に引き上げられました。その中で、利用料も一部3割負担とか、あるいはサービスの利用も生活援助の制限とかが行われていますけれども、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎介護福祉課長(工藤 繁志) お答えします。

国の制度改正によりサービスが厳しくなったということと、あと、保険料の引き上げということの質疑でございます。

まず、委員からお話のありました介護サービス利用の際の自己負担割合の件ですけれども、一律1割負担から所得階層に応じた1割負担と2割負担への区分化、さらには1区分ふやして3割負担の設定、こういった国の制度改正は、介護保険制度を今後も持続可能なものとして負担能力に応じた負担をお願いするという視点から実施したものと認識しております。

また、訪問介護の生活援助中心型サービスの利用回数については、回数の制限という認識はしていないものでございます。ケアプランの届け出が必要な基準利用回数ということでございます。届け出があったものの中で検証が必要と市が判断した場合に、多職種による検証を行い、その結果、利用者の自立支援からかけ離れた利用とされた場合に、ペナルティーを課すのではなく、適正なケアプランへの是正を促すものであります。

こうしたサービス利用の見直しが行われた一方

で、国は消費税を財源とした低所得者の保険料の軽減強化の仕組みを創設し、当市においても軽減強化を行っているというところがございます。しかしながら、介護保険料の基準額は改定のたびに引き上げが必要という状況が続いております。

そのことから、市としましては高齢者健康トレーニング教室、そして今年度から開始した筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室、こうした介護予防運動教室、そして高齢者の居場所づくり等を引き続き、しっかりと介護予防に取り組むことで保険料の上昇を可能な限り抑えたいと考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄沓会の持ち時間は満了となっております。

まず、弘新会の御質疑ありませんか。

◎19番（一戸 兼一委員） まず、認定業務ですけれども、1款1項3目ですか、平成30年度において、常に認定が遅いと言われてきたわけですが、平成30年度においてはどのような状況だったのか。

◎介護福祉課長補佐（佐々木 順一） 今年度ですけれども、平成30年度ですが、申請から認定結果が出るまでの日数は平均で、新規のケースは31.7日、また更新は33.3日、区分変更が33.3日となっております。

法令で、介護というのは申請から結果が出るまで30日以内というのが定められているのですが、ケースによってはいろいろなケースがありまして、なかなか30日では結果が出ないという場合もございます。

当市で言えば、全体の申請から30日以内に結果が出た割合は、新規が54.5%、更新が43.8%、区分変更が46.9%となっております。

介護認定の結果が遅くなる主な原因ですけれども、一番多いのが主治医意見書で、介護認定には、まず本人の調査、病院とか御自宅とかに伺って、本人のお体の実態を調査する、それと同時に主治医意見書が必要です。それをもって介護認定審査会のほうにかけるのですけれども、それで大体認定結果が出るまで介護認定審査会のほうでも2週間は要しております。それを合わせて、その結果が審査会から市のほうに返ってきまして、30日以内に結果が出ればいいのですけれども、なかなかそうはいかないケースもございます。

その主な原因は、主治医意見書になります。例えば、主治医意見書であれば、医師が早目に書いていただければいいのですけれども、そういえないケースも多数あるということです。

ちなみに、弘前市の平成30年度ですが、弘前市は全体の54.5%が30日以内に結果が出ております。全国平均は30.6%、青森県は33.8%となっております。

◎19番（一戸 兼一委員） 弘前の場合は、いいほうだということなのですね。

ただ、一つ懸念されるのが、急患で病院に入って、その病院において、出てくださいよというときに今度は施設を探す。そのときに、30日かかっていれば、その間に病院から出てくれ、出てくれと言われてたりするということで、施設も不足な状況なので、入るところを探すのが大変だというのが市民からの苦情で来ているわけですけれども。

これからの時代、2025年問題もありますし、高齢者がどんどんふえるわけです。我々ももう少ししたら行きますので、大変な状況になるわけで、しっかりとその辺の認定が一日も早く進むように、54.5%ですか、これをもっと上げるように努力していただきたいとお願いいたします。

次に、これに絡んでですけれども、施設等の状況はどうなのでしょう。現在、特養なんかはど

のぐらいの待機が発生しているのか。また、一般の施設が平成30年度の場合はどのような状況であったのか、わかりますか。

◎介護福祉課主幹（山谷 互） 施設の待機者等についての御質疑だと思います。

直近ではありますけれども、特別養護老人ホーム、市内は待機者のほうが890名、これは重複されている方もいらっしゃると思います。あと、老健施設になりますと114名、これも重複されている方の中にはいらっしゃると思いますけれども、そこまでは、ちょっと個人名までは把握しておりませんので、一応私どもが押さえている数字はこのようになります。

◎19番（一戸 兼一委員） 平成30年度にあっても、いわゆる在宅の施設となる有料老人ホームだとかサ高住だとか、そういうものに対する把握というのはしていないわけですか。グループホームなんかもしていないわけですか。

◎介護福祉課主幹（山谷 互） 手元にグループホームの待機者については持ち合わせしておりません。

あと、有料とかサ高住に関しての待機者情報は、こちらのほうでは把握しておりません。

◎19番（一戸 兼一委員） 大分昔から、民間のそういう在宅の施設というものは把握すべきということを提案してきましたけれども、全くやってこなかったのですね。

というのは、CCRCでしたか、ああいう制度を立ち上げて、大きくパフォーマンスをやっているのに、地元の高齢者に対する状況把握もしっかりしないで、何を東京のほうから、そういう高齢者を呼んでくるのかと、前にも言ったはずですけども、サービスつき高齢者住宅を使ったりするということでCCRCをやっているわけですよ。現状は誰も来ない状況、ほとんど来ない状況。それにもかかわらず、現在の市民の中におい

ても入る施設がないということで、我々にも毎月のように探してくれと依頼が来たりします。

そういう状況にあるのに、在宅施設というのを一切検討もしていないというのは、これ2年3年も前から言ってきたはずですよ。しかし、あなた方はそういう施設に対しては一切調査する気もなければ、何もする気がないと理解していいのですか。

◎介護福祉課主幹（山谷 互） 第7期の介護保険事業計画において、待機者及び特養の待機者の方とかに対しての施設の整備として地域密着型サービス小規模多機能、及び第7期では看護小規模多機能を今整備している段階でございます。

この施設というのは、三つのサービスを一つの施設で対応できるものであって、国のほうでも進めているものでありますので、市としては、小規模多機能居宅介護が第6期で七つの圏域全てにそろっております。

今、第7期では看護小規模多機能、こちらのほうを昨年度から公募して、7期以内で全てそろうように努力して、待機者とかそちらの方に利用していただくように努めているところです。

◎19番（一戸 兼一委員） 私は、平成30年度において、そういう高齢者の在宅も含めての施設の状況というのを把握すべきだと言っているのですが、把握もしていない。小規模多機能を何カ所つくるといっても、あれを何カ所つくって市民の要望に応えられると思っているのですか。100カ所も200カ所もつくらなければ対応できないでしょう。それら以外は全て有料だとかサ高住だとか、そういうところに頼って今の高齢者施策が展開されているわけですよ。あれがなければ、民間の在宅施設がなければ、あなた方はそこにいれなくなってしまいますよ。老人であふれてしまいますよ。ああいう施設があるからこそ、特養よりもはるかに多い部屋数であるものだから、今のあ

なた方の計画が成り立っているのであって、あなた方の計画で高齢者の施策展開が成功するわけではないのですよ。

在宅施設とかが、特養に比べてどのぐらい多くの人数を収容できるのか、わかっていますか。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） そういう正確な数字というのは、ちょっと私どものほうでは把握してございませんが、8期計画に向けて有料とかグループホームの設置数、そういったものを把握して、計画として策定していきたいと思えます。

◎19番（一戸 兼一委員） いつもそういう答弁を繰り返してきているわけですから、8期とかと言いましたけれども、本当にやってくださいよ。

というのは、やはり現状において、2025年問題もある。ちょうど我々も、我々と言ったら怒られるので、私なんかも近づいていくわけけれども、入る施設があるのかと。

ただし、2040年あたりからぐんと減っていくわけですし、それでまた弘前市の場合は高齢者の人口そのものが減っているわけですよ。だから、2040年に最大のピークがいくとかと騒いでいるけれども、弘前の場合は高齢者そのものが少ないので、比率は多いですよ、高くなるけれども。だから、多少はほかとは違う状況にあるはずなのですけども。

ただ、計画する上でも在宅施設、こういうものははっきりと把握すべきだと。その上でなければCCRCなんかを強引に進めてきて、何を根拠に進めてきたのだとなりますよ。中央の高齢者とかの前に市民の高齢者でしょう、我々が守らなければならないのは、これから来る老人を守るのではなくて、今いる市民の高齢者を守るのが我々の仕事の第一ですよ、基本は。それらを捨てて、中央から呼んでくるほうにウエートを置くなんていうのは、もってのほかだ。そう思いませんか。CC

RCをつくるのに何を根拠につくったのですか。市内の状況というものを把握した上で考えれば、あんなものもつukれないはずだ。平成30年度においても、しっかりと把握ができないのであれば、これからしっかりと把握をしていただきたい。強く要望します。

それから、平成30年度というのは、消費税が8%だったのでよかったのですけれども、これらが10%になったら、平成30年度とまた違う何かしらが出てくるものなのですか。

◎介護福祉課介護給付係長（太田 宏之） 消費税増税の影響というところですけども、本来介護サービス自体は非課税対象となるものでございます。介護事業所において、サービス提供に係る経費の部分——光熱費ですとか、原材料費、あとはそういう税負担を強いられる部分がございますので、新たなサービス単価が厚生労働省から示されております。サービスの種類によって増額幅は異なりますが、10月以降はその新たな単価で利用者が御負担いただくということになります。保険者といたしましても、その増額分を、給付額を増額するという見込みになっております。

◎19番（一戸 兼一委員） 給付が上がるということになればいいのですけれども、問題は、もう一つは平成30年度はどうだったかということになるのだけれども、人材不足ですよ。働く人がいないということで、どんなに立派な計画を立てても、人材なんていうのは避けて通れないわけで、平成30年度においても、介護施設等においても人材不足というのは物すごく多かったはずですね。

介護保険の関係で、これらのそういう働く人たちの支援というのは、何かしら施策展開できる余地はないのですか。平成30年度の決算を見ても、私はわかりません。どこで何かしら対策をとれるものかどうかというのは、その辺はいかがで

すか。

◎介護福祉課主幹（山谷 互） 10月からの増税に伴って介護職員の方の介護特別処遇加算のほう
が介護職員に加算されます。それで、施設とか事
業者のほうから市のほうに提出していただいて、
こちらのほうで算定し、ほぼほぼ事業所のほうに
はその加算が行くと思われま。

◎19番（一戸 兼一委員） 単独でも、介護
保険を使って高齢者福祉をよくしていくとなれ
ば、何が悪いかといったら、給料が安いとか、そ
こにおいて人が来ないとか、いろいろあるわけ
です。いろいろなサービスを検討し、施策展開して
も、やる人がいなければサービス低下は免れない
わけで、種類をふやせばふやすほど人件費がかか
ります。

という意味では、介護保険を考えると同時に、
そういうふうな人に対する支援というものを、も
しくは人材育成というものを考えなければ、介護
事業そのものがだめになってしまうということ
で、今後、要望ですけれども、介護の人材不足に
対する対応も介護保険においても十分に考えてい
ただきたいと要望して終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、弘新会の
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来
の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党
の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員
の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、
これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありま
せんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては御
異議がありますので、起立により採決いたしま
す。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数でありま
す。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第29号
平成30年度弘前市病院事業会計決算の認定につい
てを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第29号
平成30年度弘前市病院事業会計決算の認定につい
て御説明申し上げます。

1 ページ、2 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は35億
2028万8609円、支出決算額は36億3223万8316円と
なっております。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の決算額は、ともに2億2737万4415円となっております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

平成30年度では、6ページに記載のとおり、純損失を1億1328万2561円計上し、この結果、平成30年度末の未処理欠損金は34億9206万9939円となっております。

次に、9ページからの貸借対照表をお開き願います。

10ページの4の流動負債の合計7億6356万102円のうち、企業債8325万3364円を除いた額6億8030万6738円から、9ページ、2の流動資産の合計4億1667万5242円を差し引いた不良債務の額は2億6363万1496円で、平成29年度末に比べて2737万4721円の減となっております。

なお、12ページ以降には、決算附属書類を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄洗会の持ち時間は満了となっております。

まず、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎1番（竹内 博之委員） 貸借対照表のところで1点確認したいことがございます。

今後、中核病院に移行されていく中で、負債の部分の取り扱いはどうなるのかというところが気になるのですが、資産のところ載っている中で、負債と相殺できる部分と、例えば土地・建物というのはすぐにキャッシュ化して負債を返すわけにいかないのか、実質的な、いわゆる返していかなければいけない負債というのは幾らぐら

い今あって、これからまだ続くわけでございますので、最終的にその負債というのをどうやって取り扱うのか、御答弁をお願いします。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 市立病院の今後の負債の関係でございます。

貸借対照表では、固定資産、固定負債と計上しておりますけれども、固定資産の主なものは土地・建物でございますので、すぐにキャッシュ化できるというものではございません。また、これの今後の取り扱い、活用につきましては、今現在、庁内で検討しているところでございます。

負債でございますけれども、市立病院閉院時に残りますのが企業債でございます。統合時には約9億4500万円の負債、企業債が残ることになりますけれども、これにつきましては、その時点で繰り上げ償還しなければならないのか、その後引き続き分割で返すということになるのかにつきまして、今、借り入れ元と協議をしているところでございます。

ただ、負債につきましては、新中核病院のほうには引き継ぎできませんので、市のほうに残るということになります。

◎1番（竹内 博之委員） 今のお話ですと、最後に残るのが企業債の9億4500万円だけというのか、そのほかの、今の、例えば一時借入金であったりとか、負債に計上されているものというのは、順次返済していく。その返済財源というのは、今の現状だと赤字が続いているのでなかなか確保できないと思うのですが、そういうものは一般会計等から繰り入れて返済していくという理解でよろしいですね。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 市立病院は昨年度も一般会計からの繰入金5億円を補填いただいております。

今年度の予算でもやはり赤字は計上しておりますので、今後、先ほど申し上げました企業債の残

債のほかにも、また赤字が発生した場合には、それらも負債として残るということになりまされども、それらにつきましては、一般会計からの繰り入れ、または一般会計の引き継ぎ等で対応ということになると思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

◎19番（一戸 兼一委員） まず、全体で見て、どのぐらいの救急の受け入れとなったのか、その点についてお願いします。

◎市立病院医事課長（尾坂 毅） 救急患者についてお伝えいたします。

平成30年度の実績で、救急車が来院した回数ですが、597件となっております。

◎19番（一戸 兼一委員） これは、平成30年度のやつですね。これは、前年度に比べて大分落ちているのですか。

◎市立病院医事課長（尾坂 毅） 平成29年度の実績が661件ですので、実質70件ぐらい減っております。

◎19番（一戸 兼一委員） そうなれば、平成30年度の医師の配置状況というのは、これは平成29年度と比べてどのぐらい減っているのか。また、平成30年度の場合の看護師とかの配置という

のも、基準に対しては守っていたと思うのですが、どのような状況になっているわけですか。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 医師でございますが、平成29年4月1日の医師が21名、平成30年4月1日の医師が20名。看護師でございますけれども、平成29年4月1日の看護師が148名、平成30年4月1日で136名となっております。

◎19番（一戸 兼一委員） 医師も少し減っていく、看護師も減っていくということで、そして、このデータを見ると、ベッド数が250床、45.1%の稼働なのですかね。103床、104床のベッドぐらいで、あとはあいているという状況だと思うのですが、逆に平成30年度の場合、この状況でいったら、みんな人出というか、が多かったようなことにもならないのですか。250床を埋めるような形での看護師の配置とか、そういうふうになっているのですか。その辺はどうだったのでしょうか。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） まず、看護師の関係でございますけれども、看護師につきましては、平成28年度の病院の統合案が示されてから採用を見送りしております。その関係で、看護師不足が生じまして、その後、病棟を一つ休床しております。そのほかにも、医師の減少もございまして、現在のような患者数の減となっているところでございますけれども、必ずしも看護師が現在の患者数に対して過剰というところではないと思っております。

◎19番（一戸 兼一委員） 平成30年度の段階ではそのような状況ということで、平成30年度の決算を見た場合、今後の状況として、いわゆる看護師、医師もそうですけれども、その他の従業員の皆さんはどうかのしょうね。減っていく傾向というのは見られるのですか。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 看護師、そ

の他医療技術職員につきましては、現在採用を見送っております。統合の発表の後に定年退職、そのほか自己都合等で退職される方もいますので、今後も減少傾向になると思います。

◎19番（一戸 兼一委員） 最後にお聞きしたいのが、平成30年度の場合の診療科目、そしてまた、その後、減った診療科目等があったらお知らせください。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 平成31年度になりまして、一般外科の医師が不在となりました。外科としては診療しておりますけれども、外科は今、乳腺外科のみの診療となっております。平成31年度につきましては、平成30年度以前と診療科については、今申し上げた一般外科以外は変更はございません。

◎19番（一戸 兼一委員） 中核病院に移行というのがもう見えてきた段階ですので、今後、医師がふえるということもないだろうし、人員もまた減っていくだろうと。また、条件等が示された段階ではまた減っていくのかなという思いもあるわけですが、いずれにしても、やめるまでは赤字を少しでも減らしていく。そしてまた、よりよい病院にしていくためには、優秀な人材は移してあげるといふふうな、そういうことに心した運営をこれからもよろしく願っていたと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第27号平成30年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第27号平成30年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしますので、平成30年度弘前市水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

平成30年度の未処分利益剰余金9億8408万7714円は、起債の償還に充てるため4億3789万7344円を減債積立金に積み立てするものであり、5億4619万370円は自己資本造成のため資本金へ組み入れしようとするものであります。

次に、平成30年度の業務量について御説明いたしますので、21ページをお開き願います。

水道事業の業務量の主なものとして、年間配水量は1896万4154立方メートル、有収率は89.66%、給水人口は16万6707人、普及率は97.80%、給水戸数は7万5454戸となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は42億8059万7223円、支出決算額は37億6100万6800円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は12億1844万9385円、支出決算額は25億2083万9777円で、収支差し引き不足額は表の下の欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

平成30年度は、6ページの当年度純利益に記載の4億3789万7344円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、平成30年度の水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては、14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄洗会の持ち時間は満了となっております。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第28号平成30年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第28号平成30年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしますので、平成30年度弘前市下水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

平成30年度の未処分利益剰余金8億3535万7644円は、起債の償還に充てるため2億2790万8557円を減債積立金に積み立てするものであり、6億

744万9087円は自己資本造成のため資本金へ組み入れしようとするものであります。

次に、平成30年度の業務量について御説明いたしますので、23ページをお開き願います。

下水道事業の業務量の主なものとして、年間総処理水量は2264万7131立方メートル、有収率は82.36%、処理区域内人口は16万5554人、普及率は97.13%、水洗化人口は15万673人、水洗化率は91.01%となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は58億3020万1439円、支出決算額は55億5302万9838円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は25億8843万3620円、支出決算額は47億3731万3287円で、収支差し引き不足額は表の下の欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

平成30年度は、6ページの当年度純利益に記載の2億2790万8557円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、平成30年度の下水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては、14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に

入ります。順次、会派を指名いたしますが、滄洗会の持ち時間は満了となっております。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本

員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 1時53分 散会〕